

令和 2 年 1 2 月 1 8 日

和光市広沢地区エリアマネジメントにおける財産貸付事業 応募検討のためのマッチング実施要領(改正)

1 目的

和光市広沢地区エリアマネジメントにおける財産貸付事業（以下「本事業」という。）は、これまで市民にとって、手続きのために訪れる場所として認識されていた市庁舎を「市民一人一人のためのシティホール」として新たな位置付けへと転換を図るために、平成 30 年度より検討を進めてきた「市庁舎にぎわいプラン」を基に実施します。

なお、本事業への応募を検討する事業者に対して、参加機会の拡大を図るために、コンソーシアム組成支援としてマッチングを実施いたします。

2 マッチングについて

- 本事業は、応募事業者の皆様にごコンソーシアムを組成していただき、グループとして公募に参加いただくしくみを予定しております。
- リスト登録にご希望の方は、次の項目より本事業における自社の役割とマッチングを希望する相手の役割を選択していただきます。
- 希望する相手の役割が相互に一致した場合のみ、市より両者にご連絡いたします。

3 本事業における役割と事業内容の概略

本事業における役割と想定される業種は次のとおりです。

(1) 応募グループ

資産活用での応募を検討する法人が主体となって、駐車場運営、スタートアップ支援を担当する事業者でコンソーシアムを組成し、参加表明を行っていただきます。

(2) 関心表明者

関心表明者は、資産活用会社から各事業を受託する事業者を指します。提案書の提出時に、資産活用会社として応募する法人が、関心表明書を取りまとめて提出していただきます。

本事業における役割		事業内容概略
応募グループ	資産活用	市から建物や駐車場等の公有財産を借受け、予め定められた業務を実施するために、各事業者へ委託する。
	駐車場運営	資産活用会社から市庁舎駐車場の運営を受託する。
	スタートアップ支援	資産活用会社からスタートアップ企業支援業務を受託する。

関 心 表 明 者	カーシェア運営	市庁舎駐車場の車室を活用し、カーシェア事業を営業する。
	喫茶カフェ、貸室、レンタル キッチンの貸出営業	展示棟の1階と地下の一部で、喫茶カフェ、貸室及びレンタルキ ッチンの貸出業務を資産活用会社から受託する。
	商業店舗の営業	メインエントランス北側の植栽部分の用地を活用し、資産活用会 社が設置した移動式店舗を借受け、商業店舗を営業する。
	コワーキングスペース・オフ イスの営業	現・保健センター跡の建物で、コワーキングスペース・オフィスの 営業を資産活用会社から受託する。
	実施計画の策定	駐車場・公用車利活用、広場・展示棟等利活用、保健センター 跡建物利活用の各実施計画を市と協働で策定する。
	設計・デザイン	資産活用会社から設計・デザイン業務を受託する。
	建設工事	資産活用会社から建設工事業務を受託する。

4 登録申込方法

別紙の申込書に必要事項を記載の上、提出してください。

(3) 提出方法

P D Fに変換して電子メールで送信するか、郵送または持参してください。

持参の場合は平日 8 時 3 0 分から 1 7 時 1 5 分までにお越しください。

(4) 期間

提案書類の受付締切 1 週間前までとします。

(5) マッチング連絡について

希望する相手の役割が一致した場合にのみ、該当者に連絡します。

5 留意事項

- 登録申込のために、別紙様式以外の資料を提出していただく必要はありません。
- 登録によりマッチングの成立、あるいは本事業の受託を保証するものではありません。
- 登録による公募での加点はありません。
- 登録者間の協議内容（コンソーシアム組成に関すること、事業方針、取引条件等）については、当事者間で十分に協議の上、秘密保持契約等、必要に応じて適切な取り決めを行ってください。
- 登録者間の協議内容及び取引条件等について、市は一切の責任を負いません。
- 公募における公平性を確保するため、登録者の公表は行いません。
- 希望する相手の役割に登録要望がない場合もあることを予めご了承ください。
- 登録前に他の役割に登録している社名及び登録数を問い合わせることはできません。
- 登録した自社と同じ役割に登録している他社名や登録数を問い合わせることはできません。
- 別紙様式にて提出された情報について、市は本事業以外には使用いたしません。

- 登録者は、登録内容に変更があった場合には速やかにご連絡ください。
- 次に該当する方は、登録を申し込むことはできません。
 - ① 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規程に該当する者
 - ② 手形交換所による取引停止処分を受けてから 2 年間を経過していない者
 - ③ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号から第 6 号に該当する団体または団体に属する者

6 参考資料

- 和光市「市庁舎にぎわいプラン」基本方針―広沢地区エリアマネジメント―【平成 31 年 4 月】
- 和光市「市庁舎にぎわいプラン」基本計画―広沢地区エリアマネジメント―【令和 2 年 7 月】

7 申込先・お問い合わせ先

和光市 企画部 資産戦略課 計画推進担当

〒351-0192 埼玉県和光市広沢 1－5

電話：048－424－9081

メールアドレス：b0100@city.wako.lg.jp